

オリンピックでの政治的宣伝活動は認められるべきか

柴崎 優

1. はじめに

先日行われたロンドンオリンピックのサッカー男子3位決定戦で、試合後に韓国選手の一人が竹島領有を主張するメッセージを掲げ、一時期メディアでも多く取り上げられることがとなった。オリンピック憲章では、オリンピック開催場所、会場、他のオリンピック・エリアにおいて政治的な宣伝活動をすることを禁じており、今回の韓国選手による行為がこれに抵触しているとされ問題となったのである。

しかし、そもそも、なぜオリンピックでは政治的宣伝活動が禁じられているのだろうか。もし、そういう活動によって実際に国際社会が抱えている政治的な問題が解決に近づくならば、政治的な宣伝活動を認めてよいのではないだろうか。今回のロンドンオリンピックで起こった出来事をきっかけにこのような疑問を抱いた。

そこで本稿では、オリンピックでの政治的宣伝活動が禁じられた背景について明らかにするとともに、今後もこうした活動を認めるべきでないのかどうか検証したい。

そのために、まず第2章では政治的宣伝活動が禁じられた背景について明らかにする。次いで、第3章では活動が認められた場合に考えられる可能性について考察する。最後に第4章では、「近代オリンピックの目的」について明らかにしたうえで、オリンピックでの政治的宣伝活動は認められるべきかどうか検証する。

2. 政治的な宣伝活動が禁止された背景

オリンピック憲章とは、オリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準について書かれた、いわばオリンピックの憲法のようなものである。国際オリンピック委員会が定めるこのオリンピック憲章には第1章から第6章まで、さまざまな規定が記されてある。そのうちの、第5章にある「広告、デモンストレーション、宣伝」という項目の中に、「オリンピック開催場所、会場、他のオリンピック・エリアにおいては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認められない。」¹とあり、これが今回のテーマとなっている規定である。ここではまず、なぜオリンピック憲章にこのような規定が定められたのか、その背景として考えられるオリンピックと政治のかかわりについて明らかにする。

政治とオリンピックについてはこれまでにもさまざまな問題が生じており、オリンピックと政治を切り離すべきだという意見はずいぶん前から言われ続けている。特に、オリンピック大会を政治に利用してはならないという考えは、近代オリンピック開催当初から続いている。オリンピックに政治性を含むべきでないとする思想を形成している要因の一つだと考えられる。

古代オリンピックの時代には、政治的・軍事的な中立性が古代オリンピックに統一性や完全性をもたらした要因であるとされていた。しかし、この「政治的中立性」という模範的な型式を保つことは次第に難しくなっていき、結果として、紀元後 393 年にローマ皇帝テオドシウス I 世によってオリンピアの祭典競技は禁止となってしまった。後にこの故事が「スポーツが政治から自立すべきである」という考えの基盤となり、国際オリンピック委員会が 100 年以上の歴史の大半を通じて「スポーツの世界と政治の世界は切り離されるべきであり、オリンピックが政治で有利になるように国家によって利用されるべきでない」² と主張することとなった根源だとされている。

また、近代オリンピックの創始者であるピエール・ド・クーベルタンも、オリンピック大会が政治問題になってはならないと考えていたため、早い段階から政治的な目的のためにオリンピックが利用されることに懸念を示していた。しかし、オリンピック大会は必ず政府の支援と関与の下に開催されており、「国のアナウンスと国旗、国のアイデンティティの確認、政治体制の承認やボイコット、社会的、経済的な価値」³ の反映などに対しても「各の政府や社会団体が同意や反対をする」⁴ こととなるため、実際にオリンピックと政治を完全に切り離すということは非常に困難であるといえる。これらのことから、オリンピックと政治は、1896 年に近代オリンピックが誕生してから現在に至るまで、常に密接に関係してきたことがわかる。

オリンピックと政治のかかわりから過去に問題となった例として代表的なのが、1936 年に開催されたベルリン大会である。ナチス政権によるオリンピックの政治利用が挙げられる。当時ドイツの政権を握ったばかりだったアドルフ・ヒトラーは、国威を世界にアピールするための道具としてオリンピックを利用したのである。またヒトラーは、ナチス・ドイツの思想を国民に広め、アーリア人の優越性を強く主張することによってユダヤ人迫害を推進するという目的としてもオリンピックを利用していた。

こうした歴史が、オリンピックと政治を切り離すべきだという考えをより一層強くさせてきたといえるだろう。

以上のことから、オリンピックでの政治的な宣伝活動の禁止は、オリンピック大会を政治的に利用しようとする問題から守るために定められた規定の一つだと考えることができる。

3. 政治的宣伝活動を認めた場合の可能性

次に、オリンピックで政治的宣伝活動が認められた場合に考えられる可能性について、ここではメリットとデメリットの二つの観点から述べることにする。

(1) メリット

メリットとして考えられるのは、第1章でも述べたように政治的宣伝活動をすることによって国際社会が抱えている問題が解決につながる可能性があるということである。オリンピックのような国際的かつインパクトの高い舞台でメッセージを発すれば、宣伝をしたその問題に対する人々の関心を高めることができるだろう。過去に起きた1968年のメキシコオリンピックで黒人選手が黒い手袋をはめて登場するという出来事は、黒人差別への抵抗を示したとされる行為が先ほど述べたオリンピック憲章の規定に反するとして即日除名処分となつたが、結果的にこの行為によって黒人差別の解放は進んだと考えられている。このような行為には当時も賛否両論の声が上がつたものの、黒人差別の問題解決には貢献することができたといえる。

ここで重要なのは、人種差別に対して多くの人が「差別はなくすべきである」という共通した考え方を持っているのではないだろうかということである。このような、「善し悪し」が比較的わかりやすく、多くの人々から問題解決への賛同を得ることができると考えられる問題の場合には、宣伝活動によって世界の人々の認知度や問題意識を高めることで、その問題を解決へつなぐことが可能であると考えることができるわけである。

(2) デメリット

それでは次にデメリットについて考えたい。先ほど宣伝活動が問題解決につながり得るということを述べたが、その活動の仕方によっては逆に問題をこじらせ、悪化させてしまうということも考えられる。たとえば、宣伝活動をする者が分別をわきまえずに反感を買ってしまうような不適切な発言やアピールの仕方をしてしまうと、その問題の当事者間にある溝を余計に深めてしまうことが考えられ、そのことによって問題が悪化する可能性が

出てくる。

また、政治的宣伝活動を認めることによって、競技よりもその活動をメインとして参加する選手などが出てくる可能性がある。その場合、選手の目的がスポーツを通した異文化理解などではなく、単純に政治的な宣伝をすることとなってしまい、そうした選手が増えるとオリンピック大会は単なる政治利用の場ともなりかねない。そのような行為によってオリンピックの中立性や統一性、純粹性が失われてしまったら、オリンピックの価値が下がるだけでなくスポーツ自体の価値をも失う危険性があるだろう。

4. オリンピック開催の目的と政治的宣伝活動に対する検証

ここでは、そもそも、近代オリンピックがどのような目的を持って誕生し、現在まで続いているのかということについて明らかにする。そして最後に、ここまで的内容を踏まえたうえで、オリンピックでの政治的な宣伝活動は認められるべきかどうかの検証を行う。

(1) オリンピックの目的

近代オリンピックの創始者はフランスの教育学者であったピエール・ド・クーベルタンという人物である。クーベルタンは、イギリスのパブリックスクールを訪れた際、そこで行われていたスポーツ重視の青少年教育に感銘を受け、それがきっかけでスポーツ教育という分野について深く構想することになる。やがてこの教育が異文化理解や世界平和にも貢献すると考えたクーベルタンは、スポーツ教育を世界に普及させるための方法として近代オリンピックを提唱した。

クーベルタンはオリンピックを開催するにあたって「スポーツを通じた心身の向上」を目的としており、「文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」⁵ことがオリンピックのあるべき姿であるとしていた。さらに、「スポーツの本質を正確に見極めた上で、そこに示される真剣な行為こそが最も尊い価値であり、この価値が理想的な人間を作り出す源泉である」⁶とし、オリンピック大会が単なるスポーツ競演会であってはならないという考えを持っていた。

また、国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章には、オリンピズム（＝オリンピックのあるべき姿）について以下のように記されている。

「根本原則 1…オリンピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合さ

せた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である。

根本原則 2…オリンピズムの目標は、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てることにあり、その目的は人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。」⁷

以上のことまとめると、オリンピックを開催する意義・目的は「スポーツを通じて優れた意思と肉体を持った人間を育成すること」であり、そして、「スポーツを通じた異文化理解によって平和でよりよい世界の実現に貢献すること」であるといえるだろう。

（2）政治的宣伝活動は認められるべきか

最後に、ここまで述べてきた内容から、今回のテーマである「オリンピックでの政治的宣伝活動は認められるべきか」という疑問についての検証を行う。このテーマの結論を出す際に重視したのは、青少年教育や世界平和の実現といったオリンピックの目的はあくまで「スポーツを通じて」のものであるという部分である。オリンピックの場で政治的宣伝活動を行うことは、確かに国際社会の問題解決につながるかもしれない。そのことによって「平和でよりよい世界の実現」に貢献する可能性もあるだろう。しかし、それはスポーツを通じてではなくオリンピックという舞台を競技とはかわりなく宣伝として利用しているにすぎず、競技を行うことによって得られるものではないと考えた。ここでは、宣伝活動による主張の正しさよりもオリンピックやスポーツを価値あるものとして保ちながらオリンピックを開催していくことを基準とすることが重要であるといえる。

今後も中立性の保たれたオリンピック大会を開催していくためには、近代オリンピックの提唱者であるクーベルタンの理念や意思、国際オリンピック委員会が掲げているオリンピズムの根本原則などのオリンピック本来の目的や意義は尊重されるべきだと考えられる。しかし、オリンピックの場で政治的な宣伝活動を認めるということになると、そうした意思や原則に背くことになってしまうため、オリンピックでの政治的宣伝活動は認めるべきでないといえるのではないだろうか。

また、「政治的宣伝活動を禁じる」という規定はオリンピックを政治利用しないための規約の一つにすぎないが、その規約がなくなることによって起こり得る政治的活動には、オリンピックだけでなくスポーツそのものの価値を下げてしまう可能性が十分にある。

以上のことから、オリンピックでの政治的宣伝活動を認めるることは適切ではないとの結論に至った。

5.まとめ

本稿で私は、オリンピックと政治のかかわりがどのように考えられているかについてまとめてることで、オリンピックの場での政治的宣伝活動が禁じられている背景について明らかにした。また、そうした政治的活動が認められた場合に考えられる可能性を、メリットとデメリットの二つの観点から考察した。そして、それらの内容に加え、オリンピック開催の目的を明らかにすることで、「オリンピックの場での政治的な宣伝活動は認められるべきか」という疑問に対する検証を行い、今後も政治的宣伝活動は認めるべきでないと結論を導き出した。

しかし本稿では、政治的宣伝活動を認めた場合に考えられる可能性として第3章で扱った、メリットとデメリットに関して十分な見解を述べることができなかった。よって、以上のこととは今後の課題としたい。

また、本稿では、オリンピック憲章に書かれている規定のうちのひとつだけを採り上げたが、今後もオリンピズムの根本原則にのっとったオリンピック大会を開催していくためにはオリンピックを開催する側、参加する選手の側、そして私たち観客側といったオリンピックを支えるすべての人々は、今回採り上げた以外の規定に関しても改めて知っていく必要があるのではないかということが感じられた。

『オリンピック全大会　人と時代と夢の物』の著者である武田薰氏はオリンピックとスポーツに関して、「人間の心がけ次第でどうにでも変わってしまうのが肉体の本質であり、スポーツの宿命である」⁸と述べている。確かに、その通りであると考える。しかし、だからこそ、最低限のルールを決めてることでオリンピックやスポーツが持つ本来の目的や方向性を見失わないようにしていくことが大切であり、目的のために定められた最低限のルールを守ることの重要性を、より深く理解することが必要だということがいえる。ルールは何のためにあるのか、なぜ守らなくてはならないのか。ひとつひとつに意味があり、理由があるということを今一度確認し、オリンピックをオリンピック然としてこれからも続けていくための理解を深めることができることから先重要となってくるだろう。

【引用文献】

- ¹ 日本オリンピック委員会 HP 「オリンピック憲章」
(<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2011.pdf>) 2012 年 9 月 14 日
アクセス
- ² ジム・パリー、ヴァシル・ギルギノフ 『オリンピックのすべて 古代の理想から現代
の諸問題まで』 大修館書店 (2008) p.204
- ³ 同上、 p.205
- ⁴ 同上、 p.207
- ⁵ 日本オリンピック委員会 HP 「クーベルタンとオリンピズム」
(<http://www.joc.or.jp/olympism/coubertin/>) 2012 年 9 月 10 日アクセス
- ⁶ 早川武彦 『オリンピックの象徴・概念』 創文企画 (2002) p.31
- ⁷ 日本オリンピック委員会 HP 「オリンピック憲章」
- ⁸ 武田薰 『オリンピック全大会 人と時代と夢の物』 朝日新聞社 (2008) p.314

【参考文献】

- ・ 武田薰 『オリンピック全大会 人と時代と夢の物』 朝日新聞社 (2008)
- ・ 日本オリンピック委員会 HP (<http://www.joc.or.jp/>) 2012 年 10 月 4 日アクセス
- ・ ジム・パリー、ヴァシル・ギルギノフ 『オリンピックのすべて 古代の理想から現代
の諸問題まで』 大修館書店 (2008)
- ・ MSN 産経ニュース HP 『ロンドン五輪特集』
(<http://sankei.jp.msn.com/london2012/news/120814/soc12081411050000-n1.htm>) 2012
年 10 月 10 日アクセス
- ・ 清水諭 『オリンピック・スタディーズ 複数の経験・複数の政治』 せりか書房 (2004)
- ・ 藤原健固 『国際政治とオリンピック』 道和書院 (1984)
- ・ ダフ・ハート・デイヴィス 『ヒトラーへの聖火 ベルリン・オリンピック』 東京書
籍 (1988)

【要約】

2012年のロンドンオリンピックで、韓国選手の一人が政治的なメッセージの書かれたカードを掲げ、この行為がオリンピック憲章に反するとされて問題となった。

この件をきっかけに私が抱いた疑問は、そもそも、なぜオリンピックでは政治的宣伝活動が禁じられているのか、ということである。もし、効果的な宣伝活動を行うことで、実際に国際社会が抱えている問題が解決に近づくならば、オリンピックでそうした活動が認められてもよいのではないだろうか。

そこで本稿では、政治的宣伝活動が認められてもよいかどうか検証すべく、まず政治的宣伝活動が禁じられた背景について明らかにする。次に、活動が認められた場合に考えられる可能性についてメリットとデメリットの二つの観点から考察し、最後に近代オリンピック開催の目的について明らかにする。

以上の内容から、本稿ではオリンピックでの政治的宣伝活動について現時点での一定の結論を導き出すことができた。加えて、全体の内容を通じて考えられた今後のオリンピック開催に向けた提言として、ルールを理解することの重要性について簡単に述べた。

【キーワード】

- ・政治とオリンピック
- ・オリンピズム
- ・オリンピック憲章
- ・国際オリンピック委員会
- ・ピエール・ド・クーベルタン
- ・政治的宣伝活動
- ・スポーツ教育
- ・近代オリンピックの目的